



— 第33号 —

茨城県労災保険指定医協会
「活」編集委員会
発行責任者 中 村 尚

〒310-0852 水戸市笠原町4-8-9
TEL 029-243-5701 FAX 029-243-6530
E-mail: ka35248@zf7.so-net.ne.jp

医療の正義について

— 新型コロナ感染拡大を経験した今、考えること —

理事 小豆畑 丈夫

新型コロナ感染拡大を経験した今、私はある考えから逃れられなくなった。今まで日本の医療において正しいとされたことが、本当に正しかったのか？政府はこの10年、医療費削減のため積極的に急性期病床の削減を進めてきた。最近の地域医療連携調整会議の資料を見ても、この考えは変わらないようだ。今も病床を返還すれば一定額の補助金が国から支給される制度は続いていることから、それは明らかだろう。コロナ第5波で、あれほど病床逼迫を経験しながら、方針の修正を真剣に議論するつもりはないようである。

最近の在宅医療機関のSNSを見てみると、新型コロナ第5波で医療逼迫が起きた地域では、在宅における看取りが急増したことをアピールした内容が散見される。これは、在宅看取り件数が在宅医療機関の評価項目の一つであるからだ。病院において、外来患者数や、手術件数、救急車応需数を病院機能の指標として掲げることは通常である。しかし、亡くなった患者数を誇る病院はないであろう。それは、救えなかった命の数であるからだ。

しかし、在宅医療では、看取り件数が多ければ多いほど、優秀な医療機関とされる。この乖離に違和を感じる人は少ないようだ。私は、在宅医療と救急医療の両方をセットとして提供する医療を行い、提案している（光文社刊『在宅医療の真実』）。その視点に立つと、この乖離を非常に奇異な心理的矛盾に感じる。

新型コロナ感染拡大は、社会の危機である。危機時においては、平時に隠れていた社会の矛盾が明らかにされるのだろう。「喉元過ぎれば熱さ忘れる」が、日本人の悪い性質である。私は、今が、「医療に関わる者達が皆で立ち止まり、医療の“本当の正義”について考える」稀な好機だと考えている。



新型コロナウイルス感染症に係る 労災保険給付の概要

茨城労働局労働基準部労災補償課

新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」という。）の感染者数は、日本全国で170万人を超える数が報告されています。その中で、業務中に、あるいは業務を契機として感染された労働者の方も多数おられます。令和3年12月末現在での労災請求件数は、全国で約2万3,600件（このうち医療従事者等は約1万5,200件）となっています。

本稿では、本感染症に係る労災保険給付の概要についてご説明いたします。

1 本感染症に係る労災保険給付の考え方

本感染症については、労働者の方が、業務に起因して感染し、療養や休業が必要と認められる場合には、その他の傷病と同じように、労災保険給付の対象となります。（なお、休業補償については、原則として、「療養のため労働することができない」ことが医学的に認められる必要があります。）

感染経路が判明しない場合は、労働基準監督署において、個別の事案ごとに調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断することとなります。

(1) 対象となる主な例

- ア 感染経路が業務によることが明らかな場合
- イ 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

ウ 医師、看護師などの医療従事者や介護従事者については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

エ 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

(2) 具体的な取扱い

対象となる職種に制限はありませんが、下記のとおり取り扱うこととされています。

ア 医療従事者等

患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となります。（ただし、潜伏期間中に業務に従事していないなど、

患者との接触がない場合等においては、業務との関連性が認められない場合もあります。)

イ 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されたもの

感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

ウ 医療従事者等以外の労働者であって上記イ以外のもの

調査により感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる下記（ア）（イ）のような労働環境下での業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して判断します。

この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、必要に応じて医学専門家の意見も踏まえて判断することになります。

（ア）複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務（2人以上の労働者の感染が確認された場合のほか、例えば、施設利用者が感染している場合等）

（イ）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務（小売業の販売業務、バス・タクシー等の運送業務、育児サービス業務等）

2 医療従事者等の取扱い

医療従事者等の本感染症に係る労災保険給付に関して、具体的な取扱いは上記

1（2）アのとおりですが、対象範囲等については下記のとおり定めています。

（1）医療従事者等の範囲

ア 病院、診療所において、本感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師及びその他の職員

- ・ 診療科、職種は限定しない。
- ・ 委託業者についても、業務の特性として、本感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により医療従事者等の対象とできる。
- ・ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、本感染症患者と頻繁に接することがない場合には、医療従事者等には含まれない。
- ・ 訪問看護ステーション及び助産所の従事者で、本感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて医療従事者等の対象に含まれる。
- ・ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により医療従事者等の対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。

イ 薬局において、本感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師及びその他の職員（登録販売者を含む。）

(2) 針刺し事故の取扱い

医療従事者が接種業務などの業務中に、誤って注射の針を自分の手指等に刺してしまい（いわゆる針刺し事故）、疾病を発症した場合は、労災保険給付の対象となります。

なお、医療従事者が体育館等院外の会場に出張した上、接種業務を行った場合であっても、同様に対象となります。

3 医療従事者等以外の労災認定事例

医療従事者等以外の労働者に係る具体的な労災認定事例の概要をご紹介します。

(1) 感染経路が特定された場合の事例

ア 飲食店員

飲食店内での接客業務に従事していたが、店内でクラスターが発生し、これにより感染したと認められたことから、支給決定された。

イ 建設作業員

勤務中、同僚労働者と作業車に同乗していたところ、後日、作業車に

同乗した同僚が感染していることが確認され、当該同僚から感染したと認められたことから、支給決定された。

(2) 感染経路が特定されない場合の事例

ア 営業職業従事者

感染経路は特定されなかったが、発症前 14 日間に、会社の事務室において営業業務に従事していた際、自身を含め複数の感染者が確認され、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事しており、私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況であったことが認められたことから、支給決定された。

イ 販売店員

感染経路は特定されなかったが、発症前 14 日間に、日々数十人と接客し商品説明等を行う等、顧客等の近接や接触の機会が多く、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事しており、私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況であったことが認められたことから、支給決定された。

※ 本稿は、令和 3 年 12 月末現在の情報により作成しております。今後、認定基準の見直し等により、内容に変更が生じる場合があります。

最新の情報は、厚生労働省ホームページの新型コロナウイルス感染症情報特設ページ（下記 URL）により確認することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

大祢廣伸先生を悼んで

顧問 小松 満



平成2年に労災保険指定医協会の理事になられてから令和2年に退任されるまで、実に30年の長きに渡り茨城県の労働者の健康の保持・増進に貢献されてきました。

会議では常に貴重な意見を述べられました。労災保険指定医協会の会報誌「活」の労災事例も大祢先生の提案で連載されました。多くの事例が報告され会員の知識の向上に役立っていることはご存じの通りです。

私は大祢先生よりずっと遅れて協会の役員になりましたが、診療科が同じ整形外科であり県医師会でも一緒に活動したため親しくさせてもらいました。

医師会活動は平成2年土浦市医師会、平成14年茨城県医師会の役員をはじめ、平成18年から土浦市医師会会長を務められました。土浦市医師会会長選挙の時は、無風で会長に選ばれるものと思っていたところ、突然強力な対抗馬が立候補いたしました。労災保険指定医協会、臨床整形外科医会会員諸先生の支援のお陰で会長に選ばれました。

その後平成23年の未曾有の東日本大震災に際しては先頭に立って避難所の健康管理や福島県からの避難者の健康相談などに尽力いたしました。

彼は幼少のころから父親である一郎先生の手ほどきを受け剣道を始め7段まで到達しました。平成28年4月に大祢先生が大会長として土浦で開催した第51回全国医師連盟剣道大会茨城大会には全国か

ら多くの医師が参集し、特別企画「伝統文化の剣道と芸術の融合」も素晴らしいものでした。平成29年には全日本医師剣道連盟会長まで上り詰めました。

茨城県臨床整形外科医会がつくばで全国大会を開催した際は、懇親会係りを務めました。最初に予定していたホテルで試食会を行ったところ、全国の医師が集まる懇親会場として不適當である、会場を変更しない限り係全員が辞職すると強硬に主張され会場変更を余儀なくされました。懇親会ではタキシードに蝶ネクタイで司会を務め評判でした。のちに感激した静岡の先生から礼状まで頂きました。

また、「活」の編集委員会で会食したときのことです。ワインのテイスティングを大祢先生がしました。私などは大体鼻が利きませんので真似事しかできません。ところが大祢先生はコルクのにおいをかいでダメ出しをしたのです。ワインの交換を要求しました。「ほんとにだめなの」と聞くと「これは絶対にダメだ」と譲りません。

彼は香道をしているので絶対的自信があったのです。驚きました。私は店のソムリエが自ら交換したのを一度だけ経験したことがありますが、客がダメ出しをしたことは見たことがありません。見事でした。

彼は何事も全力で精一杯やる人でした。物事を頼んでも決して断らない人でした。

惜しい人を失いました。心からご冥福をお祈りいたします。

移動理事会報告 最高の紅葉！ 最高の〇〇〇〇!!

監事 浦川 圭二

緊急事態宣言が解けて久々の対面での理事会開催が移動理事会になりました。

行先は軽井沢です。水戸からは中村会長、島田先生ご夫妻、私、土浦の塚田整形外科で、塚田先生ご夫妻、原田先生、木村先生、松崎先生ご夫妻と合流しました。

会長挨拶の後、移動理事会恒例のプレメディケーション（ワイン、ビール）の始まり始まり。プレなのでセーブしつつ楽しませていただきました。

この日は我阪神タイガースと宿敵ジャイアンツとのプレーオフがあり、iPad miniで観戦してました。産業医の話題で盛り上がる中、試合が気になり集中できませんでした。Wifiが山道で不良となり、また阪神タイガースが負けており視聴を諦めました。

日が暮れた頃ザ・プリンス軽井沢に到着。ルーミング後最高のソース（お腹を空かすため）の準備にホテル周囲を散策、暗かったのですがバンガローやテニスコート、その奥にはゴルフ場のグリーンが有りました。（翌朝は快晴のゴルフ日和。ゴルフしたかったなあ！）

理事会の晚餐が始まりますので、ジャケットを羽織りレストランへ行きました。シャンパンから始まるフレンチに野暮な仕事の話は抜き。美味しい料理を楽しみ、更に塚田先生持込のソムリエも唸らせる最上のワインをいただきました。私はワインがあまり得意ではないのですが、こんなに美味しいワインがあるんですね。塚田先生ありがとうございました。今迄は二日酔いに悩まされましたが、

翌朝はスッキリ起きることができました。

朝早く起き、別棟にある温泉で露天風呂からの紅葉の景色を堪能しました。温泉で火照った身体には冷たいビールです。

朝食は中村会長、松崎先生と同席させていただき色々な学会の裏話を伺いました。

千住博美術館ではウォーターフォールいわゆる滝の絵画を鑑賞しました。やはり日本人は噴水の様に人工的なものより、自然に落ちる水に趣きを感じるのだなあと思いました。

次は軽井沢ショッピングプラザへ。ゴルフショップは遠くて疲れましたが欲しい物もなく、お土産だけ買いました。

昼食は軽井沢プリンスホテル WEST の敷地内にある日本料理店です。色づいた紅葉の木の下を通り抜けて店内へ。暖かい陽射しを浴びながらビールと日本酒を少々楽しみ信州蕎麦を堪能しました。

帰りにも阪神 vs 巨人のプレーオフと我鹿島アントラーズと浦和レッズとの試合が気になり視聴を試みましたが、電波状態が悪く勝った事はわかりましたが、ゴールシーンは見られませんでした。もちろん帰宅後結果を確認！阪神は負けていました。

ゆっくりと楽しい時間を過ごし最高の気分転換となりました。来年も楽しみです！！



茨城労働局長表彰

当協会会長の中村尚先生、顧問の秋山三郎先生のおふたりが、長年茨城労働局労災診療費指導委員会委員として労働基準行政の推進に寄与されその功績は誠に顕著なものがあるとして、令和3年11月23日付で表彰されました。

12月23日開催の労災診療費指導委員会終了後、茨城労働局の下角圭司局長から表彰状を授与されました。



編集 後記

令和3年も終わろうとしています。今年も新型コロナウイルス感染で、息の詰まるような毎日でした。11月頃から感染が小康状態となり、移動理事会での軽井沢旅行で見事な紅葉を目にして、多少気分が上向きになりました。

小豆畑先生の巻頭言を拝読いたしました。国の進めてきた医療政策が、新型コロナウイルス感染の発生で大きな矛盾を露呈しました。この感染症での医療逼迫の原因を医療提供者側に求めるのではなく、医療政策の不備に求めるべきと考えます。平時の医療、緊急時の医療について再考する時期のようです。

令和3年8月27日に前副会長の大柰廣伸先生がご逝去されました。小松先生の追悼文にあるように多方面に大きな貢献をされた先生です。大柰先生の人を包み込むような優しさで、ご一緒した理事会や委員会が穏やかで楽しいものとなりました。大柰先生に出会えたことに感謝

するとともに、ご冥福をお祈りいたします。

令和4年は診療報酬改定の年です。今回もマイナス改定で医師・看護師等の人件費の本体が+0.43%、薬価が-1.37%となっています。新型コロナの影響で昨年度の医療費は約1兆4000億円の減少となっており、厳しい状況が続きます。令和4年こそは、オミクロン株等の感染を乗り越え、少しでも元の日常生活に近づけることを祈るばかりです。

(中村 記)



題 字 石島弘之 先生
イラスト 高木俊男 先生

会員医療機関職員功労賞表彰候補者を募集中！ 応募〆切は2月末日

◆新規指定医療機関

医療機関名	所在地	診療科目
かみす消化器内視鏡クリニック	神栖市	消化器内科、内科、外科、胃腸内科、内視鏡内科、肛門外科
ホームクリニックなぎの木	土浦市	内科、外科、緩和ケア内科
つくば脳神経外科・頭痛クリニック	つくば市	脳神経外科、内科、外科
医療法人社団 祐紘会 あやデンタルクリニック	つくば市	一般歯科、口腔外科、矯正歯科、小児歯科
けんせいクリニック	桜川市	内科、脳神経内科、小児科、精神科、リハビリテーション科
おおつか内科クリニック 消化器内科・腎臓内科	つくば市	内科、消化器内科、腎臓内科
医療法人社団 苦糖会 ともべ内科クリニック	笠間市	内科
かわわだクリニック	水戸市	内科、外科、消化器内科、肛門外科、乳腺外科
医療法人 優愛会 つむぎ在宅医クリニック	下妻市	内科、外科
なかのアイクリニック	つくば市	眼科

◆指定取消医療機関

医療機関名	所在地	取消事由
医療法人社団 梨生会 牛久駅西口歯科	牛久市	後任の医師がいない
医療法人社団 河合医院	牛久市	高齢のため
医療法人 五味渕整形外科	水戸市	閉院